

IMO MSC 105 審議速報

2022年4月20日～29日に開催された、IMO 第105回海上安全委員会(MSC 105)の審議概要をお知らせします。今回の会合は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、テレビ会合形式にて開催されました。

なお、本速報は、本会出席者からの非公式な情報及びWorking Paperをもとに、速報性を重視して作成しておりますことをご了承願います。

1. 採択された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で採択された主要な義務要件は以下の通りです。

(1) GMDSS(Global Maritime Distress and Safety System)の近代化に伴う SOLAS 等の改正

GMDSSの近代化に伴う、SOLAS II-1, III, IV, V章及び付録(証書)等の改正。また関連の諸々の性能基準、ガイドラインや指針が併せて承認された。本改正の要点は以下の通り。

- 「A3 海域」の定義が「インマルサット静止衛星の通信圏」から「認定された移動衛星業務による通信圏」に改正。
- SOLAS III章6規則に規定されていた双方向VHF無線電話装置及び捜索救助用レーダトランスポンダ(SART)の規定がSOLAS IV章に移設。
- 海上安全情報に関する調整された放送の受信機(ナブテックス)、船用VHF無線設備、船用MF/HF無線設備、インマルサットC型船舶地球局、航海情報記録装置(S-VDR及びVDR)等の性能基準が改正された。

【適用】 2024年1月1日発効

(2) IMSBCコードの改正

新規貨物の追加を含む、IMSBCコードの第6回改正。

【適用】 2023年12月1日発効

(3) IMDGコードの改正

国連による2年周期での「危険物輸送に関する勧告」の改正に伴う、第41回IMDGコードの改正。

【適用】 2024年1月1日発効

2. 承認された条約及び関連コードの主要な改正

今回の会合で承認された主要な義務要件は以下の通りです。これらは、2022年11月に開催されるMSC 106にて採択される見込みです。

(1) IGCコードの改正

設計温度が-55℃より低く-165℃までの貨物タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板、形材及び鍛造品に関するIGCコード表6.3の改正。

(2) IGFコードの改正

設計温度が-55℃より低く-165℃までの燃料タンク又はプロセス用圧力容器及び二次防壁用の板、形材及び鍛造品に関するIGFコード表7.3の改正。

(3) 洋上作業員運送の安全に関する国際コード (IPコード)

IPコードの新規制定及び同コードを強制化するためのSOLAS 15章の制定。本要件は2024年7月1日に発効する見込み。

(4) 2011 ESPコードの改正

主に以下の点における、2011 ESPコードの改正。

1. ばら積み貨物船において毎年の検査実施が要求される条件となるバラスタンの塗装状態を、「不良」から「優良未満」に変更。
2. 船齢 20 年を超える 150m 以上の二重船側ばら積み貨物船の貨物艙に隣接する空所の検査要件を追加。
3. 独立タンクにより油を運送する油タンカーは同コードの適用対象外であることを明確化。
4. 毎年の検査実施が要求される条件となる塗装状態の判定は、バラスタン及び二重船側ばら積み貨物船の船側空所のみが対象であることを明確化。

3. 統一解釈等の承認

今回の会合において承認された統一解釈、ガイドライン及び指針等のうち、主要なものは以下のとおりです。以下で参照されている IACS 統一解釈(UI)については、IACS ホームページ

(<http://www.iacs.org.uk/>)にて公開されております。

(1) IGC コードの統一解釈

ガス燃料管装置の外ダクトに関する IGC コード 5.4.4 及び 5.13.2.4 の統一解釈 (MSC.1/CIRC.1625)の改正。

(2) 損傷時復原性に関連する木材貨物の統一解釈 (MSC/Circ.998 付録)の更新

2011 TDC Code と整合するための、損傷時復原性に関連する木材貨物の解釈(MSC/Circ.998 付録)の更新。(関連 IACS UI SC161)

(3) 騒音コードに関する統一解釈

騒音コード付録の paragraph 4.2.1 で規定される「機関室を構成する一部となるものを除く作業室」の解釈。

(4) 1988 年の LL 議定書の統一解釈 (MSC.1/Circ.1535/Rev.1)の改正

1988 年の LL 議定書 37 規則に規定される「船楼及びトランクによる控除」の解釈を追加するための、MSC.1/Circ.1535/Rev.1 の改正。

(5) SOLAS 条約 II-1 章の統一解釈 (MSC.1/Circ.1362)の改正

軽荷重量の変更に関する SOLAS 条約 II-1 章 5.4 及び 5.5 規則の解釈を追加するための

MSC.1/Circ.1362 の改正。

(6) 第二世代非損傷時復原性基準の暫定ガイドライン(MSC.1/Circ.1627)の注釈

「デッドシップ状態」「過大加速度」「復原力喪失」「パラメトリック横揺れ」及び「ブローチング」の 5 つの現象について波浪中を航行する状態を想定して評価するための、第二世代非損傷時復原性基準を規定した暫定ガイドライン (MSC.1/Circ.1627)が発行されている。今般、基準を構成する要素の更なる明確化や説明により、本ガイドラインを適用する一助となることを目的とした注釈が承認された。

4. 自動運航船関連要件の検討

船舶の自動化に関する研究が進んでいる中で、自動運航船に適用すべき条約要件について MSC で検討を行っています。

今回の審議では、2024 年以内に自動運航船に関する非強制の目標指向型のガイドラインを作成した上で、新規強制要件(MASS Code)を 2028 年 1 月 1 日から発効することを目標とした作業計画が合意されました。具体的な要件は、コレスポネンスグループ(作業グループ)を設置して検討作業が進められていく予定です。

5. 燃料油の使用における安全性強化の検討

2020 年 1 月 1 日から適用が開始となった燃料油の硫黄分 0.50%規制をきっかけとして、燃料油の使用における安全上の問題が検討されております。

今回の審議では、給油の際に燃料油供給業者が船舶に提供する bunker delivery note に引火点の情報を記載することを強制化するための SOLAS 条約 II-2 章の改正案が承認されました。

6. アンモニア燃料船の安全性に関する新規検討項目

GHG の排出を削減するために、代替燃料を使用する動きが加速しています。今回の会合では、代替燃料としてアンモニアを燃料として使用する船舶に対する関連のガイドラインを検討することが提案されました。

審議の結果、2023 年の作業完了を目標にアンモニア燃料船の安全性に関するガイドラインを検討していくことが合意されました。今年 9 月の CCC 小委員会より審

議が開始されます。

日本海事協会 国際部は、国際動向等に関する情報を、皆様に迅速にお伝えしていきます。

本件に関してご不明な点は、国際部までお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

1. Disclaimer

ClassNK does not provide any warranty or assurance in respect of this document.

ClassNK assumes no responsibility and shall not be liable for any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information in this document.

2. Copyright

Unless otherwise stated, the copyright and all other intellectual property rights of the contents in this document are vested in and shall remain vested in ClassNK.